**令和4年度　県への要望事項 ( 意見募集 )**

　※　神奈川県に対する要望事項を記載してください。なお、昨年度の要望事項などを参考に掲載します。

※　12月6日(火)までにメールでお送りください。　送り先　k-amk@kanagawa-koureikyo.or.jp

|  |  |
| --- | --- |
| **【参考】　　令和3年度要望事項** | 要望事項 ( 意見募集 ) |
| Ⅰ　コロナ関連  １　職場復帰基準の見直し  ① 保健所の指導では、PCR検査の結果に関わらず濃厚接触者は2週間の自宅待機となっているが、PCR検査の結果によって勤務可能とするなどの基準を策定すること。  ② 保健所により濃厚接触者認定の基準に差違があるので、食事などの項目毎に認定基準を示すこと。  ２　ワクチンの優先接種  ① 地域包括支援センター職員は、ワクチンの優先接種対象とされていないが、地域の高齢者との接触機会も多いことから、感染拡大防止の観点からもワクチンの優先接種対象とすること。  ② 高齢者の３回目接種時に職員も同時に接種出来るようにすること。  ３　陽性利用者の優先入院  ① 施設内感染拡大防止の観点から、陽性利用者は施設内療養ではなく優先入院とすること。  ４　感染情報の早急な提供  ① 感染拡大防止の観点から、可能な範囲で市内全域の介護施設感染状況を通知すること。  ５　コロナ対策等に対する諸支援の創設・拡充  ① 職員への慰労金を支給すること。  ② コロナの影響による稼働率低下により収支が悪化した場合、収入に対し支援すること。  ③ 陽性者発生時の人的・物的支援を手厚くすること。  ④ 換気設備の修理や更新について助成すること。  ⑤ かかりまし経費の範囲拡大( 感染職員の出勤停止に伴う時間外手当など。 ) と申請の簡略化を図ること。  ⑥ 家族感染により職員が濃厚接触者となったとき、当該職員が実施したPCR検査の費用を支援すること。  ６　ワクチン・検査パッケージ等を活用した面会方法や介護行為の具　体的な基準を示すこと。 | Ⅰ　コロナ関連 |
| Ⅱ　介護報酬  １　介護報酬基準の柔軟な取扱  ① 濃厚接触者対応時等における人員配置などの介護報酬基準については、柔軟な取扱いをすること。  ② 加算取得の事務処理が煩雑過ぎるため、簡素化すること。  ③ 人材不足のなかコロナ禍で省略化した取組（認定審査会簡素化、ケアマネの月1回訪問、サービス担当者会議等）は、継続すること。  ④ コロナの対策で業務負担が増大しているので、これら業務を介護報酬上評価すること。  ⑤ 科学的根拠に基づいて行われる重度化対応や看取り支援に対し、新たな加算を創設すること。  ⑥ 施設で作成が義務づけられているBCPの作成を支援すること。 | Ⅱ　介護報酬 |
| Ⅲ　水害・土砂災害などの防災対策関連  １　災害対策及び災害時に対する支援  ① 施設は、災害時に地域への貢献を求められており、その為に必要な防災備蓄品に対し支援すること。  ② 災害被害の復旧に対する補助金を創設すること。  ③ 緊急避難指示等に対応する職員の超過勤務手当への支援など、災害時かかりまし資金を創設をすること。 | Ⅲ |
| Ⅳ 人材確保対策  １　人材確保事業等に対する支援  ① 施設等が連携して行う人材確保事業を支援すること。  ② 職員が研修に参加するときの代替職員経費の対象研修の拡大と支援を拡充すること。  ２　介護業務の理解促進  ① 県民に介護に対する正しい理解を促すため、広報等の事業を実施すること。 | Ⅳ 人材確保対策 |
|  | Ⅴ ( 新たな項目を記載してください。項目を増やすことも可能です。 ) |
| Ⅴ　施設種類別  【特別養護老人ホーム】  １　大規模修繕に対する支援  ① 広域型施設に対し、施設の創設等を条件にしない大規模修繕への補助金を創設すること。 | Ⅴ　施設種類別 【特養部会】 |
| 【養護老人ホーム】  １　市町への要望  ① 養護老人ホームへの入所が必要な人を適切に措置するよう伝えること。  ② 入所判定会議を随時に開催するなど、早急な措置につなげるよう伝えること。  ③ 現状に即して増員した職員に対する予算の確保と配分を行うよう伝えること。  ④ 市町村毎に措置に対する温度差があり、市町村自らが域内の高齢者の現状を把握し、必要な措置を積極的に行うよう伝えること。  ２　補助金等の創設・拡充  ① 補助金（民間老人福祉施設運営費補助金）を拡充すること。  ② 県が負担して行う措置制度を新設すること。  ③ 老人短期入所事業である一時入所の単価を上げること。  ３　制度改正  ① 養護老人ホームの現状を踏まえ、人員配置基準を見直しすること。  ② 県では養護主任支援員と訪問介護員との兼務を認めていないが、働きやすい現場の観点から兼務を認めること。  ４　養護老人ホームの役割等の周知  ① 介護保険法を活用した高齢者福祉サービスが多様化しているが、老人福祉法の対象となる高齢者に適切な福祉サービスを提供するために、養護老人ホームの役割と必要性を県民に周知すること。 | 【養護部会】 |
| 【軽費老人ホーム】  １　大規模修繕に対する支援  ① 広域型施設に対し、施設の創設等を条件にしない大規模修繕への補助金を創設すること。  ② 経過型施設とされるＡ型も対象とした大規模修繕のための補助体制を創設すること。  ２　職員への処遇改善  ① 利用者には要介護者が多く特養と同様の業務を行っていることから、介護保険と同様に、職員への処遇改善加算を創設すること。  ３　軽費老人ホームの役割の明確化  ① 軽費老人ホームを、要介護以外の生活課題を持つ者への必要な入所施設として、県の高齢者福祉施策や計画上に重要な事項として位置づけること。  ② 生活課題を持つ利用者に対応する職員の職能的な向上の機会提供や業務評価の仕組みをつくること。 | 【軽費・ケアハウス部会】 |
| 【地域包括支援センター】  １　委託料  ① 地域包括支援センターへの業務委託料は、市町村によって基準に違いがあるが、多くは現状担っている業務に対し低額であり、国の計画においても地域包括支援センターの役割を重要視していることから、委託料の改善を行うこと。  ２　地域包括支援センターの再構築  ① 地域包括支援センターの設置当初に比べ、認知症コンシェルジュ業務の増大、居宅介護事業所が引き受けないことによる要支援者のケアプラン作成の増加など、現在の業務は相当に過重となっていることから、現状に合わせた地域包括支援センターの役割、機能、委託経費も含め再構築すること。  ３　緊急一時入所  ① 地域包括支援センターが緊急一時入所が必要と判断してもなかなか措置で対応出来ないため、受入施設に苦慮している現状から、地域包括支援センターの判断を優先して措置が可能となるよう制度を構築すること。  ４　人材育成  ① 地域包括支援センター職員の資質向上のため、行政が積極的な役割を果たすこと。 | 【地域包括・在宅介護支援センター部会】 |
|  | 【デイサービスセンター部会】 |
|  | 【グループホーム部会】 |